

島地川ダム水質改善検討委員会(仮称) 規約(案)

(名称)

第一条 本会は「島地川ダム水質改善検討委員会」(以下「委員会」と称する。

(目的)

第二条 委員会は島地川ダム貯水池底層部の重金属類を含む水質の改善について検討することを目的とする。

(委員会)

第三条 委員会は別紙による委員により構成する。

2 委員会には委員長をおくこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を統括し、委員長に事故あるときは委員長のあらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

4 委員長は委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員会は、審議の必要があるとき、委員長が招集する。

(公開)

第四条 委員会の公開については委員会で定める。

(事務局)

第五条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課におく。

(規約の改正)

第六条 本規約の改正は、委員総数の半数以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第七条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は平成20年3月5日より適用する。